

ハラスメントについて

事業所は、適切な訪問介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員、施設職員、居宅介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。